

令和6年7月

新川広域圏事務組合議会7月定例会会議録

令和6年7月24日 開会

令和6年7月24日 閉会

新川広域圏事務組合

令和6年7月24日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第3号、議案第4号及び認定第1号について
(理事長提案理由説明)
- 第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第6 議案第3号、議案第4号及び認定第1号について
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第7 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	石崎一成君	2番	林久嗣君
3番	浜田泰友君	4番	越川隆文君
5番	古川和幸君	6番	中野得雄君
7番	高野早苗君	8番	木島信秋君
9番	本田均君	10番	佐藤一仁君
11番	松澤孝浩君	12番	加藤好進君
13番	西岡良則君		

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	矢 野	道 宝 君	事務局長	立 野	宏 君
総務課長	水 島	真 人 君	業務課長	流	新 一 君
エコぽ～と 所 長	森	義 雄 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ～と 所 長	飛 島	力 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	浦 田	誠 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登	隆 浩 君
入善町秘書政策室長	島 尻	充 浩 君
朝日町財政管理課長	山 崎	明 子 君
総 務 課 係 長	島	司 君
総 務 課 主 任	河 崎	拓 也 君

午後 2 時00分 開会

「開会宣告」

○議長（高野早苗君） 本日、7月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、令和6年新川広域圏事務組合議会7月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（高野早苗君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○議長（高野早苗君） 日程第1 議席の指定を行います。

このたび魚津市議会から選出されました石崎一成議員、林久嗣議員、浜田泰友議員、越川隆文議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席いただいております議席を指定いたします。

「会議録署名議員の指名」

○議長（高野早苗君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、4番 越川隆文議員、12番 加藤好進議員を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（高野早苗君） 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

「議案第 3 号、議案第 4 号及び認定第 1 号について」

○議長（高野早苗君） 日程第 4 本会議に付議されております議案第 3 号、議案第 4 号及び認定第 1 号を議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（高野早苗君） 提案者の説明を求めます。

村椿晃理事長。

○理事長（村椿晃君） 本日ここに、令和 6 年 7 月新川広域圏事務組合議会定例会が開催されるにあたりまして、本組合の運営について所信の一端を申し述べますとともに、提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、令和 5 年度に実施いたしましたエコぼ～と基幹的設備改良工事に係る発注支援業務及びクリーンぼ～と精密機能検査についてご説明申し上げます。

発注支援業務につきましては、エコぼ～との基幹的設備改良工事に係る発注仕様書の作成及びそれに関連する一連の業務を効率的に行うために実施いたしました。

クリーンぼ～と精密機能検査については、供用から 13 年経過したクリーンぼ～において、受入れ槽や脱臭設備など施設の状態を的確に把握し、処理機能上の補修・改善点を調査することを目的に実施いたしました。その総合評価については「適切に運転管理・補修整備が実施されており、良好な状態が保たれている」との評価をいただいております。引き続き周辺環境に留意しながら適切に管理運営してまいりたいと考えております。

次に、令和 5 年度における各施設の整備状況についてであります。

エコぼ～とでは、No. 4 ダストコンベヤ、炉内の耐火物補修、新川一般廃棄物最終処分場では遮水シートの補修、宮沢清掃センターでは、粗大ごみ回転式選別機、破碎機のライナーの補修をそれぞれ実施し、施設の保全に努めてまいりました。施設運営の更なる効率化を進め、管理費の増加を少しでも抑えられるよう、努力していきたいと考えております。

また、宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場では、廃止に向けた水質等の検査が終了し、結果は全ての項目で基準値内だったことから富山県へ廃止申請し、一般廃棄物最終処分場廃止確認の通知を受けました。

次に、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化についてであります。

当組合を構成する各市町では、令和5年11月に実証実験が行われ、今後の取組について検討されたところであります。その結果、各市町同時に令和8年4月の事業開始を目標に取り組むことが確認されました。つきましては、事業開始に向け、再商品化計画認定の申請が必要となることから、事務負担の軽減や合理化を図るため、当組合で取りまとめて申請し、圏域内の循環型社会形成に取り組んでまいります。

次に、令和6年度から整備を予定しておりますエコぼ〜と基幹的設備改良工事関係についてであります。

このことについて、令和4年度より地元住民の方々に工事概要及び24時間運転に移行する内容についてご理解をいただくため、住民説明会を開催いたしました。令和4年度はエコぼ〜と周辺の朝日町三枚橋、舟川新、月山、入善町古黒部の4地区の地元代表者の方に対しまして内容をご説明いたしました。また、本年3月からはこの4地区の住民を対象とした住民説明会を順次開催いたしました。住民の方からは焼却停止期間中のごみの収集、また、大型車両の通行ルートに関する質問などがありました。説明会において、質疑応答を重ねていく中で反対する意見はございませんでしたので、一定のご理解を得られたものと捉えておりますが、今後も引き続き、事業の詳細等について、適宜ご説明してまいりたいと考えております。

この工事に関連して、令和7年度よりごみ処理業務を全面委託し、24時間運転へと移行したいと考えております。ごみ処理業務の内容につきまして、現場業務員を現在の6名から設計上ではありますが、令和7年度において13名増員し、19名とするものです。これにより業務委託料で年間約7,900万円増額の1億1,455万7,000円となりますが、現場業務委託の全面委託により、職員数が8名減となることから約5,600万円の減額となります。さらに、24時間運転により、焼却炉の立上げ時にかかっていた燃料費、電気料金、3炉から2炉への減炉による設備の点検委託料等で約5,000万円の減額を見込んでおります。なお、委託期間につきましては、まずは2か年とし、運転管理の状況を確認していきたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、議案第3号 令和6年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第1号についてであります。これは、本年度契約満了を迎えますエコぼ〜とごみ処理業務委託について、令和7年4月から現行の16時間運転から24時間運転へ移行し、現場業務を一部委託から全面

委託する計画であります。令和7年度当初より業務を行わなければならないため、本年度中の契約締結が必要となりますので、債務負担行為を設定いたしたいものであります。

続きまして、議案第4号 エコぼ〜と基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてありますが、これは、令和6年6月26日の条件付き一般競争入札に付しました本工事について、三菱重工パワーインダストリー株式会社 関西支社 関西支社長 奥村明生と83億4,570万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号 令和5年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度歳入決算額は16億9,867万2,732円、歳出決算額は15億9,902万7,984円であります。この結果、歳入歳出差引額は9,964万4,748万円となっております。この決算について、6月21日に監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を添えて、地方自治法第233条第3項の規定の基づき議会の認定に付するものであります。

以上、本日提出いたしました案件の説明といたします。

何とぞ、慎重審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（高野早苗君） 日程第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

6番 中野得雄議員。

○議員（中野得雄君） それでは、通告に従いまして、質問に移りたいと思います。

1項目1点についてお伺いいたします。

有害鳥獣焼却施設については、ちょうど1年前の7月27日に開催された7月定例会で村椿理事長に伺っており、回答をいただいたところでございます。

今回は、有害鳥獣防御について伺うものでございます。有害鳥獣対策については、私よりも格段に実績と知識をお持ちの魚津市議会の石崎一成議員がここにおられますが、質問をさせていただきます。この有害鳥獣問題については、2市2町でも様々な取組や対策がなされております。数百万円単位の予算を組んで各市町でやっておられます。私も黒部市議会ではこの問題について幾度となく当局に質問、提案をさせていただく中で、朝日町さん、入善町さんは特に力を入れておりますので、役場のほうへお邪魔させていただき、

勉強させていただいたものであります。

各市町村が力を入れている例を挙げますと、朝日町さんでは、クマ、イノシシなどの問題を山沿いだけの問題とせず、町全体として考え、電気柵、恒久的柵の設置、管理といった対策を講じておられます。

また、入善町さんではカラス対策に力を入れておられ、商店街での環境整備や農作物への被害防止対応として捕獲檻を数箇所設置されており、成果を上げておられます。

また、黒部市と魚津市については、獣肉加工センターを設置し、運営しており、山間地においては電気柵、恒久的柵の設置、一般家庭では猿の侵入防止に係る電気柵の設置への補助金等の支援をおこなっております。

県においても、先週、黒部の中山間地の公民館で新川農林振興センターが主催となって、成功・失敗例から学ぶ鳥獣対策と題し、机上講習と実地講習が開催されており、県と市町が一体となり、有害鳥獣対策に取り組んでおられるところであります。

このような対策が毎年強化されている中、もう1つ足りないのが、地域の連携ではないかと感じております。朝日町、入善町、黒部市、魚津市は全て海岸、山間地で繋がっております。サルやイノシシ、カラス等のいわゆる有害鳥獣は規制の緩い箇所を探して侵入してきます。黒部市のカラスが入善町の農作物を荒らしているかもしれませんし、朝日町のクマが入善町に出没しているかもしれません。また、黒部市のサルが魚津市で被害を与えているかもしれません。有害鳥獣と称する個体の住所が分からないからであります。当然であります。広域で対応することがこれから肝になると思います。そこで、県と市町が更に連携を強化し、例えば、個体に発信機等を取り付け、活動範囲を特定し、新川広域圏管内で情報を共有化し、人間界に侵入する前に防御する体制を構築することができれば、少しでもこの問題の解決に導くことになると思います。実際、他県ではありますが、発信機を付けて有害鳥獣の被害をほぼゼロにしたという地域もあります。

そこで、理事長にお伺いいたします。山間地等の恒久的柵の設置やカラス駆除等の有害鳥獣対策について、新川広域圏事務組合がパイプ役となり、広域連携を図ることができないのかをお伺いいたします。

最後に、新川広域圏議会であれば、全員協議会で各委員より質疑、提案があったように、この定例会においてもごみ関連の質問と考えたのですが、あえてこの質問にしたのは、前回もそうでありましたが、広域警察、男女の出会いの提唱、3年前は高野議長がSDGsの問題を挙げられましたが、今後、特に地域連携において、広域圏がこの先の問題と

されております少子高齢化、人口減少が進んでいく中、各市町がどれだけ高額の予算を投入し、素晴らしい施策を行っても、人口減少が進んだ場合、今後、遅いか早いかの若干のタイムラグがあるかもしれませんが、必ず直面する課題であると考えております。この問題の中には、有害鳥獣もそうでありますけど、学校教育、防災、医療等と課題が山積していると思います。2市2町の体制を強化することが望まれます。

新川広域圏事務組合は以前、ケーブルテレビ、介護保険、長野県と富山県の大北横断道等の事務を手掛けていたかと思えます。今日も新川地域推進協議会があったと思えますが、今後は更に新川広域圏事務組合が各市町の行政のパイプ役となっていく使命が必ず訪れると考えております。

このような思いで今回、あえてごみ問題の質問をさせていただきました。どうぞご答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（高野早苗君） 村椿晃理事長。

○理事長（村椿晃君） 中野議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、全国的に大きな問題となっております、新川地域におきましても同様であります。中野議員のご発言のとおり、地域の皆さんが安全に安心して生活を送っていくために、広域的な課題であるという認識を持っております。

現在、新川地域では、有害鳥獣対策はそれぞれの自治体ごとに対応しております。中野議員からご紹介がありましたとおり、各地域の事情に応じた鳥獣対策というものを取り組んでいるという現状であります。ただ、ご指摘のように国のほうからも行政区域を越えて活動する野生鳥獣につきましては、複数の自治体間で連携し、広域的に対策に取り組むことが効果的であるといった指針が示されております。新川広域圏を構成する各市町が更にどのような連携を組めるのかということを考えていくことが必要であると私も思っております。そこで、一部事務組合である新川広域圏事務組合として何ができるのかということになりますけれど、広域圏の事務範囲には有害鳥獣というのは含まれておりませんが、例えば、我々新川地域推進協議会という形で共通のテーマを富山県に要望するといった活動もしております。各市町での有害鳥獣の取組について、例えば、連携施策等を県に働きかけていくといったことも大事な活動であると思っております。今後、先ほどもお話ししたとおり、広域的な有害鳥獣対策についてどのようなことができるのかということ各市町として考えていきながら、新川広域圏事務組合としてもどのような協力ができるのかを考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高野早苗君） 6番 中野議員。

○議員（中野得雄君） ありがとうございます。以上です。

○議長（高野早苗君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案の常任委員会付託」

○議長（高野早苗君） ただいま議題となっております認定第1号について、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時50分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（高野早苗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第3号、議案第4号及び認定第1号を議題とし、総務広域常任委員会委員長から報告を求めます。

佐藤一仁総務広域常任委員会委員長。お願いいたします。

○総務広域常任委員会委員長（佐藤一仁君） それでは、総務広域常任委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案第3号、議案第4号及び認定第1号であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、議案第3号につきましては全会一致で原案どおり可決、議案第4号につきましては全会一致で原案どおり可決、認定第1号につきましても全会一致で認定すべきものとしたところであります。

以上で、総務広域常任委員会委員長報告といたします。

「質疑」

○議長（高野早苗君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討論」

○議長（高野早苗君） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 討論がないようですので、討論を終わります。

「採決」

○議長（高野早苗君） これより、採決を行います。

はじめに、議案第3号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第3号について、委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤一仁君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第4号について、委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号について採決いたします。

委員会委員長の報告は、原案どおり認定すべきとの報告であります。

認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（高野早苗君） 日程第7 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申し出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和6年新川広域圏事務組合議会7月定例会を閉会いたします。

午後2時55分 閉会